ツヤキン健康保険組合　主たる事務所　愛知県一宮市小信中島字南九反二十番地
アングル・ミユキ健康保険組合　主たる事務所　大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目四番二十七号
ヤンマー健康保険組合　主たる事務所　大阪府大阪市北区茶屋町四番四号
名古屋港湾健康保険組合　主たる事務所　愛知県名古屋市港区入船二丁目一番十七号
船場健康保険組合　主たる事務所　東京都中央区八重洲一丁目一番二号
多木健康保険組合　主たる事務所　兵庫県加古川市別府町西脇三丁目十九番地
住金物産健康保険組合　主たる事務所　大阪府大阪市北区中之島二丁目二番七号
リーガル健康保険組合　主たる事務所　東京都足立区千住橋戸町二番地
愛知県信用金庫健康保険組合　主たる事務所　愛知県名古屋市東区東桜二丁目二十二番十号

○農林水産省告示第千七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県築上郡上毛町大字東上一九一、一九二、二〇〇の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

一九一・一九二・二〇〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木大山字獺口五七五から五八二まで、五八八、五九〇の一、五九〇の二、五九三、五九六、五九七、五九八の一、五九八の二、五九九の一、六〇一、六一〇の一、六一〇の二、六一一の一、六一一の二、六一二、六一三、六一五の一、六一五の二、六一九、六二〇の一、六二〇の三、六二〇の四、六二二、六二七から六三〇まで、六三二、六三五、六三六、六四一から六四四まで、六四六、六四八、六四九、六五〇の一、六五一の一、六五一の二、六六二、六六三の二、六六三の三、六八〇の二、六八七の一、六八七の二、六九四の一、六九四の二、七〇〇の二、七二二、七二五、七二六の一、七二七、七三〇、七三二、字荒谷七五八の一、字馬ノ谷八一九、八二一から八二四まで、八三四の一、八三七の一、八五四の二、八五九、八六一の一、八六三の一、八六五の一、八六六から八七三まで、八七四の一、八七五の一、八七六、八七七の一、八七九、八八一、八八三の一、八八五、八八六、八八九、八九〇の一、八九〇の二、八九〇の四から八九〇の六まで、八九一、八九四、八九五、八九八から九〇一まで、九〇三の一、九〇四、九〇五の一、九〇五の二、九〇七の一から九〇七の三まで、九〇九、九一一、九一三の二、九一三の三、九一三の七、九一三の八、九一四、字戸石九四七の二、九四九、九六〇、九六一、九八〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字堀田川六六六、字アセリ九八二の一、字御谷六五〇三の一、六五〇四の一、矢部村矢部字石岡山田四一〇三、四一〇六の三、四一〇六の六の二〇、字二ツ尾中道四一〇八の三、四一〇九から四一一一まで、四一一三の二、四一一四の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町山口字米ノ山三四一九、三四二〇、三四二一、三四二二の一、三四二三の一、三四二三の三、三四二四から三四二六まで、三四二八、三四三二、三四三三の一、三四三三の三、三四三四の一、三四三四の二、三四三八、三四三九の一、三四四〇の一、三四四二の一、三四四二の二、三四四三の一、三四四三の五、三四四六の一、三四四六の四、三四四七の一、三四五〇、三四五二の一、三四五二の二、三四五三、三四五四の一、三四五四の二、三四五六の一、三四五六の九、三四六〇の一、三四七二、三四七三、三四七七、三四七九、三四八〇、三四八二、三四八四、三四八五の二、三四八七の一、三四九二、三四九六、三四九七の一、三四九八の二、三四九九、三五〇一の一、三五〇一の三、三五〇三の一、三五〇四の六、三五〇八の一、三五〇八の三、三五一〇の三、三五二〇、三五二一、三五二三の三、三五二四、三五二九の一、三五三〇の一、三五三二の一、三五三二の四、字横平三五九〇の一〇から三五九〇の一二まで、三五九〇の一四、大川町川西字峰二二五二の一、二二五二の二、二二五三の一、東山代町滝川内字山崎古場二八一六の五、二八一九の一、二八二四の二、二八二七の三、二八二七の五、二八二七の六、二八二八の三、二八二八の四、二八二八の一一、二八二八の一二、二八三五の三

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町字土ノ元二二〇二の一、二二〇二の三、二二〇四の一、二二〇六の一、二二〇六の四、二二〇九の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備